平成２３年（フ）第２６５５号
札幌市東区東苗穂５条３丁目５番20号　アルコン53Ａ102号
債務者　金谷　和正
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６５６号
札幌市東区東苗穂５条３丁目５番20号　アルコン53Ａ102号
債務者　金谷　知佳
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６９９号
札幌市北区新川４条16丁目１番18号
債務者　政野　光芳
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７０６号
札幌市東区中沼西３条１丁目３番13号　ＦＬＡＴ201号
債務者　畑中　慎次
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７３４号
札幌市東区北36条東17丁目１番28号　メゾンロベ36―205号
債務者　成田　勝美
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８１６号
札幌市豊平区中の島２条２丁目１番20―708号
債務者　北見　典子（旧姓大空）
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８２１号
札幌市白石区中央２条４丁目４番36号
債務者　植松　政敏
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８２５号
札幌市東区北８条東19丁目２番15―706号
債務者　新内　隆幸
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８７２号
札幌市東区北16条東７丁目２番３―208号
債務者　杉田　正人
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９２９号
札幌市豊平区月寒東５条９丁目５番５号　ハイツＫ・Ｓ201号
債務者　松本ゆきみ（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４１７号
北海道瀬棚郡今金町字今金67番地
債務者　石川　明弘
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４２０号
函館市神山１丁目16番13号
債務者　白川　郁枝
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４２３号
函館市杉並町19番１号
債務者　佐々木智恵子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１１４号
福島県南会津郡南会津町田島字北下原102番地２
債務者　阿久津六男
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第２７２号
茨城県つくば市安食2536番地37
債務者　前柳　　豊
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３７２号
群馬県高崎市上並榎町1322番地１
債務者　高橋　　稔
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第５７５号
埼玉県吉川市中野382番地１メゾンレジーナＢ106号、破産申立時の住所埼玉県吉川市大字保666番地１　レーベンハイム吉川グランスクエア102
債務者　丸山　維代
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係